

# えべつししゅわげんごじょうれい 江別市手話言語条例

へいせい ねん がつ にちしこう  
(平成31年4月1日施行)

## じょうれい がいよう 条例の概要

手話は、独自の体系を有する言語であり、障害者の権利に関する条約などにおいて言語として位置付けられていますが、広く市民に認識されているとはいえ、手話を使うことができる環境も十分に整っていない状況にあります。

このため、手話を使いやすい社会の実現に向けて、手話が言語であるとの認識を広く市民に普及し、だれもが安心して暮らすことができる共生社会の実現に寄与するため、江別市手話言語条例を制定しました。

### もく てき 《目的》

手話が言語であることに対する市民の理解の促進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、手話が言語であるとの認識を広く市民に普及し、もってあらゆる場面で手話を使いやすい社会を実現することを目的とします。

### きほんりねん 《基本理念》

手話が言語であることに対する市民の理解の促進は、手話がろう者をはじめとする聴覚障がい者にとって自ら生活を営むために使う独自の体系を有する言語であることを理解し、相互に尊重し合うことを基本として行われなければなりません。

### し せきむ 《市の責務》

- 手話が言語であることに対する市民の理解促進
- 手話を使いやすい環境づくりの推進

### やく わり 《役割》

- 市民**
- 手話に対する理解を深め、市が推進する施策に協力
- 事業者**
- 手話に対する理解を深め、市が推進する施策に協力
  - 手話を使いやすい環境づくり

### し さく すいしん 《施策の推進》

- 市は次に掲げる施策を推進
- 手話への理解の促進及び手話の普及
  - 手話による情報取得及び手話を使いやすい環境づくり
  - 手話による意思疎通支援